

第3章 環境保全・創造のための施策



実りの秋を迎えた中須の棚田

第3章 環境保全・創造のための施策

第1節 新エネルギーの活用と低炭素社会の実現

1-1. 新エネルギーの利活用の推進

(1) 現状と課題

平成30年(2018)7月に閣議決定された「第5次エネルギー基本計画」においては、長期的に安定した持続的・自律的なエネルギーの供給により、我が国の経済社会の更なる発展と国民生活の向上及び世界の持続的な発展への貢献を目指としています。

この中で、エネルギー政策の基本的な方向性として、次の(3E+S)の方針が示されています。

- 安全最優先 (Safety)
- 資源自給率 (Energy security)
- 環境適合 (Environment)
- 国民負担抑制 (Economic efficiency)

温室効果ガス 26%の削減に向けて、安全性を前提にエネルギーの安定供給を第一とし、経済効率性を向上しつつ環境適合を図る。

また、将来の二次エネルギーとして「水素」が重要な役割を担うことが期待されることから、国では「水素・燃料電池戦略ロードマップ」をまとめ、温室効果ガスの排出が少ない水素供給構造の実現を目指すこととしています。

(2) 目指すべき方向性

本市では、全国有数の副生水素発生量を誇る企業が立地している地域特性を活かし、水素の利活用による低炭素社会の実現に向けて、平成27(2015)年8月に「イワタニ水素ステーション山口周南」が開所しました。これにより、水素の製造から、輸送・貯蔵、利活用までの一貫した流れである「水素サプライチェーン」が構築され、水素ステーションを核とした地域づくりと水素の有効活用による新エネルギーの活用、さらに低炭素社会の実現を目指します。

(3) 指標と数値目標

指 標	現状値 (基準年度)	目標値	指標の説明
	平成30年度	令和6年度	
周南市の水素関連施設等の視察者数	1,000人	1,000人	水素関連施設等を視察した人の数(年間)

(4) 推進施策の展開

1-1-1 水素エネルギーの利活用の推進

【次世代自動車等の普及促進】

水素と酸素の化学反応で発電して走る燃料電池自動車（FCV）や燃料電池フォークリフト（FCFL）等の普及促進を図ります。

【水素学習室等を活用した情報発信と勉強会の開催】

水素学習室等を活用して、社会見学や県内外からの視察者の受入れを行うなど、本市の水素利活用の取組を広く情報発信するとともに、中小企業を対象に水素関連技術の知識習得と企業間交流を目的とした勉強会を開催し、水素関連産業の創出を図ることで、水素エネルギーの利活用の推進につなげていきます。

1-1-2 再生可能エネルギーの導入促進

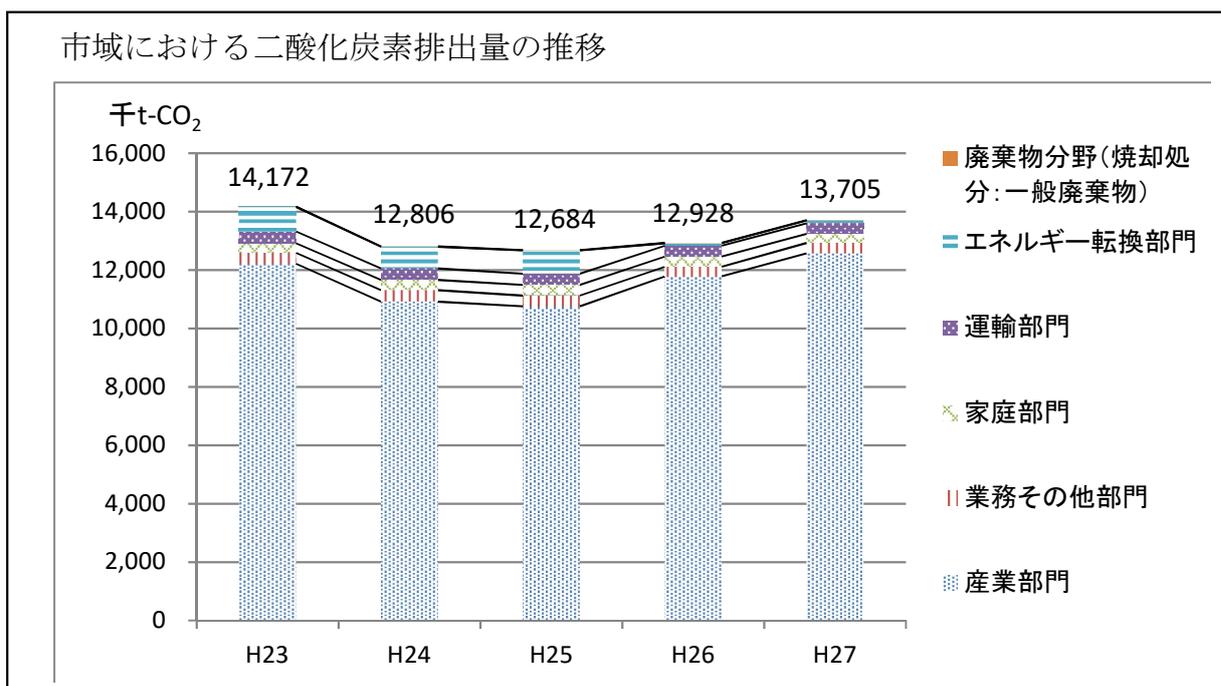
【太陽光発電システムなどの設置拡大】

太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入促進のため、市の施設への導入については、災害時の電源確保も踏まえ、施設整備の際に検討していきます。

1-2. 地球温暖化防止対策の推進

(1) 現状と課題

周南市域における温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量は、下表のように推移しています。近年の状況は、平成24(2012)年度にかけて製造業などの産業部門が減少していましたが、最近では増加しています。また、家庭部門、業務部門及び運輸部門は横ばいで推移しています。



(2) 目指すべき方向性

家庭における地球温暖化防止対策として、省エネルギー性能が高い家電製品や低炭素認定建築物などの普及促進や公共交通機関の利用促進による二酸化炭素排出を抑制します。また、市役所における再生可能エネルギー設備の設置や低燃費車、ハイブリッド車などの環境にやさしい公用車の導入促進により二酸化炭素排出量の削減を図ります。

(3) 指標と数値目標

指標	現状値 (基準年度)	目標値	指標の説明
	平成 27 年度	令和 3 年度	
市の民生部門 (家庭・業務) 二酸化炭素排出量	664 千 t-CO ₂	597 千 t-CO ₂	国の目標 (2030 年度) である民生部門 40%削減を見据えた推計値

※3年遅れて公表される各種統計資料から推計

(4) 推進施策の展開

1-2-1 二酸化炭素排出量削減対策の推進

【公共交通機関の利用促進】

子ども向けのバスの乗り方教室やノーマイカーデーなどの実施により、公共交通機関の利用促進と地球温暖化防止に向けた意識啓発を図るとともに、市街地循環バスの運行やそれと連動したパーク・アンド・ライド用の駐車場の設置など、公共交通への転換を図ります。

1-2-2 環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルの構築

【地産地消の推進】

学校給食における県内産食材の使用や6次産業化への取組の強化など、フードマイレージの低減による地球温暖化防止のため、地産地消の取組を推進します。

【環境にやさしいワークスタイルの推進】

事業所における省エネ設備の導入や、ノーマイカーデーによる通勤形態の見直しなど、地球にやさしい働き方を提唱します。

1-3. 環境と経済が好循環する地域づくりの推進

(1) 現状と課題

本市の産業は、臨海部の化学・鉄鋼を中心とする製造業が主要産業となっており、その製造品出荷額は、県内トップクラスで地域経済を牽引する原動力となっています。

商業地域においては、平成30(2018)年2月にオープンした徳山駅前賑わい交流施設を活用し、中心市街地への集客増加のための様々な取組が官民協働で展開されています。

また、中山間地域においては、少子高齢化による担い手不足が深刻化していますが、地産地消の推進や都市農村交流事業など、豊かな自然の恵みを支える農林水産業の振興のための施策を推進しています。

(2) 目指すべき方向性

まちの発展のためには経済の活性化は不可欠ですが、経済活動により環境が悪化すると私たちの生活に支障が生じます。環境を良くすることが経済を発展させ、経済が活性化することで環境も良くなるという、環境と経済が好循環する持続可能な社会の実現のためには、経済発展と環境保全が両立する環境負荷の軽減に向けた対応が必須であることから、経済活動のあらゆる場面において環境に配慮した取組を推奨します。

(3) 指標と数値目標

指 標	現状値 (基準年度)	目標値	指標の説明
	平成30年度	令和6年度	
環境保全型農業の取組面積	4,499 a	6,500 a	環境保全型農業直接支払交付金事業の取組面積

(4) 推進施策の展開

1-3-1 環境関連産業などの育成・集積

【水素関連産業の創出】

周南コンビナート企業から発生する副生水素を活用し、(公財)周南地域地場産業振興センターを核とした、水素関連産業に関する人材育成や水素関連技術の開発事業の紹介などを通じて、水素関連ビジネスの導入を支援し水素関連市場での競争力の強化を目指します。

1-3-2 持続可能な農林水産業の振興

【環境保全型農業の推進】

山口県が認定するエコファーマーの増加による自然にやさしい農業の意識啓発や、環境保全に効果の高い営農活動に対する支援策である「環境保全型農業直接支払交付金事業」を活用する団体数を増やすとともに、耕作面積の拡大を図ります。



「環境保全型農業直接支払交付金事業」
堆肥を撒く作業

第2節 循環型社会の形成

2-1. ごみの発生抑制・再利用・再資源化（3R）の推進

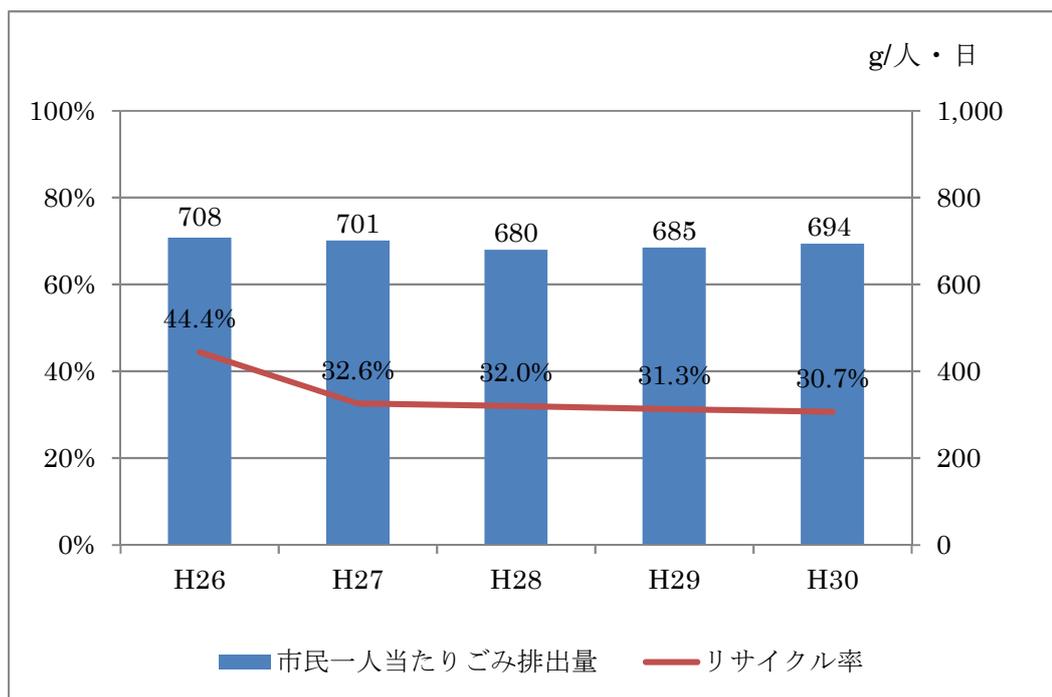
（1）現状と課題

戦後の大量生産・大量消費型の社会活動は、日本経済を大きく牽引した一方で、大量廃棄社会を形成し、温室効果ガスの排出による地球温暖化や資源の枯渇、また、大規模な資源採取による自然破壊など、大きな社会問題を引き起こしています。

将来的な地球環境保護のため、国は「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、廃棄物等の発生抑制や循環資源の使用促進など、天然資源の消費を抑制し、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指す取組を進めることとしています。

本市においても、ごみの分別回収などにより、ごみの減量化や再資源化（リサイクル）を推進しています。平成30(2018)年度の一般廃棄物のリサイクル率は30.7%、市民1人当たりのごみの排出量は694gでした。

一般廃棄物のリサイクル率、市民一人当たりのごみ排出量の推移



（2）目指すべき方向性

これまで進めてきた3Rの取組を引き続き行います。3Rについては、市民・事業者・行政が協働で推進するとともに、市民の自主的な取組を支援するなど、ごみの減量化・再資源化と意識啓発を図ります。

(3) 指標と数値目標

指 標	現状値 (基準年度)	目標値	指標の説明
	平成30年度	令和6年度	
市民一人1日当たりごみ排出量	694 g	673 g	家庭ごみの排出量÷周南市の人口÷365日
リサイクル率	30.7%	35.2%	再資源化量÷ごみ排出量(事業系も含む)×100
最終処分量 (埋立量)	3,201 t	3,078 t	徳山下松港新南陽N7地区最終処分場・鹿野一般廃棄物最終処分場の埋立量

(4) 推進施策の展開

2-1-1 協働による3Rの推進

【容器包装廃棄物の削減】

消費者や店舗にレジ袋の削減などを呼びかける「山口県における容器包装廃棄物の削減に関する協定」について、山口県と連携し、参加店舗の拡大を図ります。

2-1-2 助成制度を活用した3Rの推進

【生ごみ処理機の購入及び資源物団体回収への支援】

生ごみ処理機の購入や資源物の団体回収に対し、経済的に支援する制度を積極的にPRすることで、家庭ごみの減量化と資源物の再資源化を推進します。

2-1-3 事業所への3R推進協力依頼と指導

【事業系一般廃棄物の削減】

一般廃棄物の多量排出事業者に対し、減量化計画の策定を指導するとともに、計画に基づく発生・排出抑制や減量化の徹底について積極的に指導します。

2-1-4 中間処理によるごみ減量と再資源化

【中間処理によるごみの減量】

本市から排出される廃棄物について、ごみ焼却施設やリサイクル施設などの各種処理施設において適正に中間処理し、最終処分場への埋立処分量を最少化します。

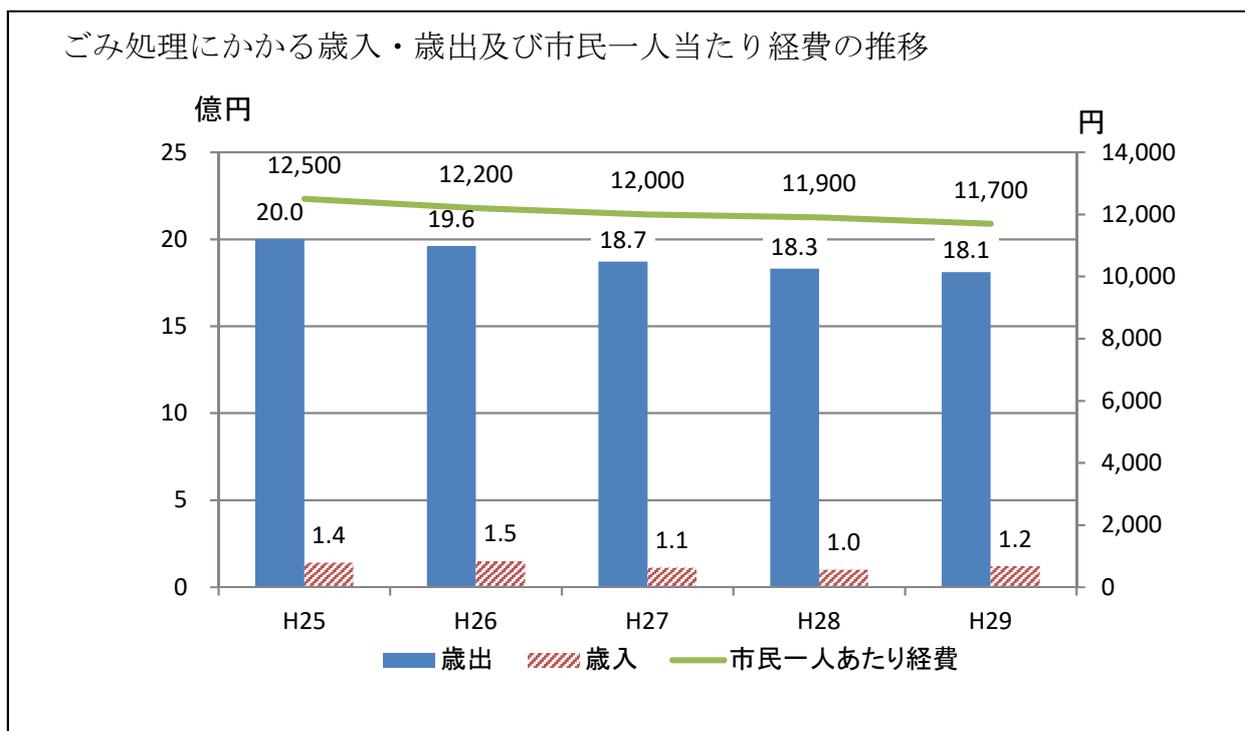
2-2. 効率的な一般廃棄物処理システムの確立

(1) 現状と課題

ごみ処理に必要な経費を大きく分けると、ごみステーションに出された家庭ごみを収集運搬するための燃料費などの運搬経費、ごみ焼却施設やリサイクル施設における中間処理に要する施設管理費、最終処分場で処分するための委託料が主なものです。

本市のごみ処理コストは、修繕料などの施設整備に係る経費を除く、収集運搬費、中間処理費、最終処分に係る直接経費を、平成 29(2017)年度の本市の人口で割ると、市民一人当たりの処理コストは、1年間で約 11,700 円となります。

本市における燃やせるごみの処理は、これまで、徳山地域は恋路クリーンセンターで、新南陽・鹿野地域はごみ燃料化施設フェニックスで、熊毛地域は周陽環境整備センターで行っていましたが、新南陽・鹿野地域は平成 27(2015)年度から、熊毛地域は平成 31(2019)年度から恋路クリーンセンターで行うことで、燃やせるごみの処理システムを統一しました。



(2) 目指すべき方向性

複数の施設で一般廃棄物の処理を行うことは、収集運搬に要する経費や処理施設での運営管理費が分散してしまい、廃棄物処理に係る費用拡大の要因にもなります。

このため本市では、燃やせるごみの処理システムの統一に引き続き、し尿処理システムの一元化を進め、効率的な一般廃棄物処理システムの確立を図ります。

また、ごみの処理経費などのコストの見える化によるごみ減量の意識啓発に努め、適正な分別排出や再資源化など、市民や事業者からの協力を得られやすいシステムへの見直しを図ります。

(3) 指標と数値目標

指 標	現状値 (基準年度)	目標値	指標の説明
	平成 30 年度	令和 6 年度	
市民一人当たりのごみ処理コスト	11,700 円 (平成 29 年度)	11,500 円	修繕費等の施設整備費を除く

(4) 推進施策の展開

2-2-1 一般廃棄物処理システムの適正化

【し尿処理の一元化】

市全域の、し尿及び浄化槽汚泥の処理を一元化し、一般廃棄物処理システムの適正化を図ります。

2-2-2 一般廃棄物処理施設の効率的運用

【最終処分場の確保】

平成 26(2014)年度に整備された「徳山下松港新南陽 N7 地区最終処分場」は、受入期間を令和 14(2032)年度までと予定しています。このため、埋立処分発生量の動向を注視しつつ、将来的な最終処分場の確保について調査・検討します。

2-2-3 収集運搬体制の適正化

【収集運搬体制の見直し】

一般廃棄物処理システムの統合に伴い、一般廃棄物の運搬先や収集ルートの変更に対応するため、収集運搬体制の見直しを検討し、一般廃棄物の発生状況や一般廃棄物処理システムに合わせた効率的な収集運搬体制の構築を図ります。

2-2-4 不法投棄対策

【不法投棄の撲滅】

不法投棄については、主に市民からの通報により、毎年多くの不法投棄が確認されています。また、ポイ捨てや不法投棄されたプラスチックごみは、海に流れ出て、海洋プラスチック問題の原因となっています。このため、ポイ捨てや不法投棄をさせない環境づくりのため、しゅうなん通報アプリの活用や不法投棄防止看板の設置などの対策を講じます。

2-3. 環境教育・啓発の推進

(1) 現状と課題

市民生活や事業活動と密接に関係するごみ問題の施策は、行政主導型ではなく、市民や事業者の理解と協力が不可欠です。このため、市ではリサイクルプラザペガサスに併設する「環境館」において、再生品の製作体験プログラムや展示・提供、また、処理施設の見学などの環境教育プログラムをはじめ、交流・体験型イベント「エコフ

ェスタ」を毎年数回開催し、交流と体験を通じたごみ減量化と再資源化の意識啓発を図っています。

また、地域における啓発活動については、それぞれの状況に応じた解決に向けて、クリーンリーダーの設置など、地域内から啓発を広めるリーダー的な人材の発掘や育成などの取組に対し支援しています。

(2) 目指すべき方向性

市民の環境保全活動や環境学習を推進するため、啓発施設「環境館」において、家庭ごみをはじめとする廃棄物処理や環境保全に関する情報、さらに循環型社会に向けた取組などを積極的に発信します。また「エコフェスタ」などの環境イベントの開催をはじめ、施設見学などの「見て・聞いて・感じる」記憶に残る学習や出前講座などを通じて、家庭、地域、職場での環境教育や啓発活動を支援していきます。

(3) 指標と数値目標

指 標	現状値 (基準年度)	目標値	指標の説明
	平成 30 年度	令和 6 年度	
環境館の利用者数	3,253 人	5,000 人	視察者・会議室利用者・一般来館者の年間延べ人数

(4) 推進施策の展開

2-3-1 体験を通じた啓発

【環境館の利用促進】

環境学習施設「環境館」を適切に管理運営するとともに、処理施設の見学やリサイクル体験プログラムの充実による利用者の増加を図ります。また、体験型イベント「エコフェスタ」の開催によるごみの減量化・再資源化の意識啓発を推進します。

2-3-2 情報発信による啓発

【スマートフォンなどを活用した情報発信】

本市におけるごみ処理の現状や3Rの進捗状況、ごみ問題を取り巻く情勢など、循環型社会形成に向けて時宜を得た情報発信を行います。また、ごみ出し日などがスマートフォンで確認できる「ごみの分別につかえるアプリ」の利用拡大を図ります。

2-3-3 環境教育の充実

【しゅうなん出前トーク】

市職員が直接、市民の所にお伺いし、市の施策や事業を説明する「しゅうなん出前トーク」を実施し、ごみの減量や分別方法などのテーマについて、市民と意見交換を行いながら意識啓発を図ります。

2-3-4 地域から発信する啓発

【クリーンリーダーの設置】

地域のごみ問題に対してのリーダー役として活動し、市とともに循環型社会づくりに取り組んでもらう「クリーンリーダー」の設置・育成を進めます。

第3節 生物多様性の保全

3-1. 生物多様性の確保

(1) 現状と課題

地球上の870万種とも推定される多種多様な生命は、その誕生から約40億年の歴史を経て、さまざまな環境に適応しながら進化しています。この多種多様な生態系は、人類にとって多様な文化を育む源としての価値を持つだけでなく、安全な飲料水や安定した食料の確保など、私たちの暮らしを支える重要な役割を担っています。

本市の海、川、森林、農地には、絶滅危惧種に指定されている「ナベヅル」や「ゴギ」、国蝶である「オオムラサキ」なども生息しており、多くの生物が豊かな自然環境の中で生物相互の関係を築いています。

森林や農地、また水辺の自然は、生産機能だけでなく国土の保全、水源のかん養、生態系の保全、地球温暖化の防止などの多くの機能を有しています。このような自然の持つ多面的な機能は、農林水産業を担う人や地域の力によって支えられていますが、近年の担い手の高齢化や後継者不足などにより、森林や農地の荒廃が進み、動植物の生息・生育環境に影響を与えています。

生物多様性の保全のため、地域の生活環境や里山の維持、また、自然とのふれあいの場の整備などのさらなる施策を進める必要があります。

(2) 目指すべき方向性

豊かな自然を維持するために、生物多様性の重要性を再認識するとともに、「レッドデータブックやまぐち」を活用した情報収集や希少野生植物種の適切な保護のための取組を支援します。

また、市民・関係団体・行政が連携し、特定外来生物などの外来種についての情報収集や県と連携した効果的かつ効率的な防除対策を講じます。

【特定外来生物】



ヌートリア



カミツキガメ

(3) 指標と数値目標

指 標	現状値 (基準年度)	目標値	指標の説明
	平成 30 年度	令和 6 年度	
特定外来生物の目撃情報件数	24 件	0 件	特定外来生物（ヌートリア等）の目撃情報件数

(4) 推進施策の展開

3-1-1 野生生物の生育・生育環境の把握

【希少野生生物の保護】

絶滅危惧種 I A 類に指定されている「タシロラン」等の育成時期や生息範囲を把握し、適切な保護活動を推進します。

3-1-2 野生生物の保護対策の推進

【ナベヅルの保護】

国の特別天然記念物に指定されているナベヅルの渡来数を増やすため、八代地区におけるねぐらと餌場の整備を継続的に実施します。

3-1-3 飼い主のいない犬や猫による被害の防止

【むやみなエサやり行為の禁止】

県や警察、地域との緊密な連携により、無責任な飼い主による犬や猫の多頭繁殖や飼育放棄を防止するとともに、むやみなエサやり行為を禁止し、飼い主のいない犬や猫による被害の防止を図ります。

3-1-4 外来生物の防除対策の推進

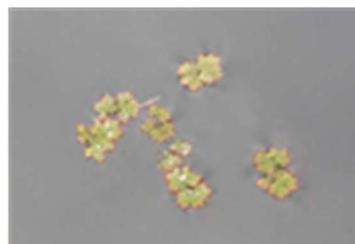
【外来生物の調査及び防除】

外来生物の繁殖による在来種の減少や農作物被害を防ぐため、市内に生息する外来動植物の生息状況を把握し、地域の皆さんと協力し効果的な防除対策を推進します。



西緑地における公園愛護会による清掃活動

西緑地の池に大量発生する
外来生物アズラ（植物）



3-2. 自然環境の保全

(1) 現状と課題

本市は全体面積の約78%を森林で占めています。その中には苗木の植栽や、播種、挿し木などの人の手で更新する人工林と、自然に散布した種子や萌芽により更新する天然林があり、豊富な森林資源は木材資源の供給だけでなく、食糧の供給や治水、景観の維持など、私たちの暮らしになくてはならない多様な機能を有しています。

また本市は、青い海や清らかな川、さらに都市公園の花や樹木の緑など、多くの自然環境に恵まれ、豊かな自然は観光資源にも位置付けられています。

しかし、自然環境は一度失われると再生するまでに膨大な時間と経費がかかります。

そのため、法令等に基づく各種制度を活用した自然環境の保護管理を実施し、貴重な財産として次世代に残す継続的な取組が必要です。

森林や農地、海辺や川辺などの自然環境がいつまでも持続するためにも、環境資源の保全・かん養のための事業や農林水産業の活性化など、幅広い分野の施策の展開とともに、私たちの生活が自然環境と密接に関係していることを踏まえた、将来にわたる地道な取組が求められています。

(2) 目指すべき方向性

優れた自然環境の実態の把握に努め、適切な保護管理を行うとともに、損なわれた森林や川や海を健全な状態に再生し次世代に引き継ぎます。

農林水産業の活性化による森林や農地などの豊かな自然環境の維持のため、魅力ある農村・漁村づくりを目指します。

また、「周南市緑の基本計画」に基づき、身近な緑の確保とともに、自然環境に配慮した公園・緑地等の整備や充実を図ります。

(3) 指標と数値目標

指 標	現状値 (基準年度)	目標値	指標の説明
	平成30年度	令和6年度	
藻場・干潟保全活動団体数	2団体	3団体	藻場・干潟の保全活動を実施する組織

(4) 推進施策の展開

3-2-1 森林の保全

【市有林の保育施業事業】

森林の持つ水源のかん養、国土の保全等の多面的機能の増進を図るため、市有林の下刈、間伐、再造林の保育施業を適切に実施します。

また、本市の豊富な森林資源を活用して木質バイオマス材の生産に向けた取組を進め、市内コンビナート企業による発電燃料としての利活用を推進します。

3-2-2 農地の保全

【多面的機能支払交付金事業】

農業や農村振興を通じて、農地が持つ多面的機能の維持・発揮を図るために地域の共同活動への支援などを行い、営農環境の整備とあわせて集落環境の保全に努めます。

3-2-3 海辺などの自然環境の保全

【藻場・干潟保全活動支援、多自然川づくり、身近な緑の保全】

水産資源の保護や培養に重要な役割を果たす藻場・干潟の保全を図るため、耕うんなどの機能保全を行う団体に対し、国、県と連携し支援します。

また、河川全体の健全な自然の営みを視野に、河川が本来有している生物の生息・育成・繁殖環境の多様な機能を保全・創出するための管理を行います。

さらに、都市公園などの整備や植栽管理を行うとともに、花いっぱい運動をはじめとする各地域の活動を支援します。



多自然川づくり

隅田川（久米地区）環境配慮ブロック護岸改修

3-3 自然とのふれあいの推進

（1）現状と課題

本市は、「大津島」などを含めた島しょ部が「瀬戸内海国立公園」に、「黒岩峡」がある山間部の風景地が「岩城山県立自然公園」にそれぞれ指定されています。

このうち、瀬戸内海国立公園内にある「太華山」は、市を代表する自然の風景地で、多様な生物や貴重な照葉樹林などの自然植生を保全する役割も担っています。山頂の展望台まで続く2つのハイキングコースは、地元愛山会の皆さんによる熱心な維持管理により、景色を楽しみながら山登りができるコースとして人気を集めています。

また、鹿野地区にある「せせらき・豊鹿里パーク」や大津島の「海の郷」では、都市部と中山間部の交流を促進する自然・農業体験交流事業などが行われており、市内6箇所にある市民農園では、合計80区画の貸し出しが可能で、自然とのふれあいと農業に対する理解が深められています。さらに、自然保護との関係が深い、国・県・市が指定する文化財の保存や活用については、指定・登録文化財や未指定文化財に対する保護活動が継続されるとともに、文化財の保護に寄与する自然環境の保全や歴史・文化を通じた郷土愛を育む活動が続けられています。



黒岩峡

(2) 目指すべき方向性

人と自然とのふれあいの場の提供や機会の確保を充実させるとともに、市民による自然を守り育てる活動を支援します。また、豊かな自然が残る風景地の保全や、文化財の保護活動の重要性の周知を図ります。

(3) 指標と数値目標

指 標	現状値 (基準年度)	目標値	指標の説明
	平成 30 年度	令和 6 年度	
市民農園の利用率	82.6%	100%	利用区画数 / 貸出可能区画数

(4) 推進施策の展開

3-3-1 自然環境の活用

【都市農山漁村交流事業】

ルーラル 315・376 フェスタなどのイベント開催を通じ、都市と農村の交流を促進し、市民の農業や農山漁村に対する理解を深めます。

3-3-2 自然とのふれあいの場の整備や活用

【動物ふれあいプログラム】

徳山動物園の「動物ふれあいプログラム」などにより、小動物と触れ合う体験を通じ、命の大切さや、動物と自然への関心と自然と親しむ感性を高めます。



徳山動物園の野鳥観察所（平成 29 年度オープン）

第4節 人づくり・地域づくりの推進

4-1. 環境教育・学習の推進

(1) 現状と課題

環境問題の多くは、私たちが普段何気なく使用するエネルギーの多用や、化石燃料などの限りある資源を浪費する人類の営みが、その要因の一つになっていると言われています。

特に、産業革命以降の急速な経済発展により、私たちの日常生活や事業活動などが与える環境への負荷が増大していることから、私たち一人ひとりが環境に対する意識を高め、環境問題に主体的に取り組み、環境への負荷が少ない持続可能な社会を目指していく必要があります。

そのため、自分たちを取り巻く環境を見つめ直し、環境問題の本質や実践方法を、自ら考え、行動できる人材育成のための教育や環境学習の機会の提供が不可欠となっています。

本市では、市の施策や事業を市職員が分かりやすく説明し、市政への関心と理解を深めてもらう「しゅうなん出前トーク」をはじめ、自然体験プログラムや環境学習会などの機会を提供しています。また、各地域で実施されている「自治会清掃」や「花いっぱい運動」などの環境保全意識の高い地域づくりに向けた支援も行っています。

(2) 目指すべき方向性

市民の環境保全活動や環境学習を支援するため、自然環境の現状や環境保護の取組をはじめ、環境保全に関する活動の情報を提供します。

また、国連が提唱する「持続可能な開発のための教育（E S D）」の理念を踏まえ、自然との共生の哲学を活かした人間性豊かな人づくりにつながる環境教育の取組を一層充実させます。

(3) 指標と数値目標

指 標	現状値（基準年度）	目標値	指標の説明
	平成30年度	令和6年度	
しゅうなん出前トークの利用者数	1,085人	1,200人	環境関連をテーマにした受講人数

(4) 推進施策の展開

4-1-1 環境教育・学習の基盤整備

【水素学習室等を活用した環境学習】

本市の地域資源である、コンビナート企業から副生する水素に関する取組などを学べる水素学習室や水素ステーション等を活用し、エネルギーや環境保全について学ぶ機会を提供します。

4-1-2 環境教育・学習の拡充

【しゅうなん出前トーク】

「水素を活用したまちづくり」や「ごみの分け方・出し方」、「周南市エコすごろく」などの環境関連のテーマに基づいた講座や意見交換会などの講習会を開催します。

【やまぐちエコリーダースクールの認証】

環境保全に対する正しい理解を深め、主体的に行動できる児童・生徒を育成する学校を山口県が認証する「やまぐちエコリーダースクール」への登録を推奨します。

【樹木観察会】

西緑地の樹木見本林や万葉の森の樹木群を活用し、自然とふれあい環境について学ぶ「樹木観察会」を開催します。

【ツルの里案内人】

特定非営利活動法人「ナベヅル環境保護協会」では、地域住民を中心としたボランティアガイド「ツルの里案内人」によるツルの生態解説などの活動を支援します。

【エコツアーリズム】

地域資源や観光資源を活用し、自然環境や歴史文化を巡りながら地域固有の魅力を伝える体験型ツアーとして、ボランティアガイドの会などが実施する自然散策などの定期的なウォーキングツアーを支援します。

【徳山動物園インタープリテーションプログラム「T-ZIP」の開発】

動物園で環境学習を進める効果的な方法として、動物についての解説に環境学習の視点を取り入れた体験的な学習プログラム「T-ZIP」を開発し、動物園職員とボランティアが協力して実施していきます。

【大田原自然の家】

豊かな自然に囲まれて様々な自然体験ができる大田原自然の家では、集団宿泊活動などを通じて、素朴な田舎体験や自然とのふれあいを楽しむ催しを実施します。

【キッズ・エコチャレンジ】

小学校4年生から6年生を対象に、夏休み期間中、温暖化防止対策について自分たちができることを考え行動し応募シートにまとめ提出、その取組内容や努力を表彰することにより、環境問題に自ら取り組む習慣を育みます。

【ごみ処理施設見学バスツアー】

家庭ごみのゆくえと処理過程を学ぶバスツアーを催行し、ごみ処理施設の見学やリサイクルの仕組みを理解することで、循環型社会への意識の醸成を図ります。

【水の教室】

小学校4年生とその保護者を対象に、地球規模で行われている水循環の輪の中に私たちの生活が深く関わっていることを学習する「水の教室」を開催します。

【水辺の教室】

水生生物の確認状況から水質階級を判定する「水辺の教室」を市内2河川で開催し、水生昆虫の生息状況や水質保全の重要性を親子で学ぶ事業を実施します。

【環境関連イベントの開催】

本市ではホテル観賞、星空観察会、清掃活動、地産地消推進、リサイクル推進などの環境に関連するイベントを毎年多く開催し、環境保全への関心を高めます。

●主な環境関連イベント ※平成30年度に実施したものです。詳細は関係課へお尋ねください。

開催時期	イベント名／内容	関係課
通年（H30.4～ H31.3）	大田原自然の家イベント	生涯学習課
	豊鹿里パークのイベント	(鹿)産業土木課
H30年4月1日	城下町徳山の桜のトンネルを歩こう	観光交流課
4月1日～30日	大道理芝桜まつり	向道支所
4月4日	弾正糸桜と山野草めぐり	観光交流課
4月7日	SAKURAアーチフェスタ (燃料電池自動車及び外部給電デモ展示)	(商工振興課)
4月29日	榎浜干潟フェスティバル	榎浜市民センター
H30年4月～9月	星空観望会	コアプラザかの
5月3日、4日	永源山公園つつじ祭り	公園花とみどり課
5月19日	西緑地樹木観察会	公園花とみどり課
6月	水の教室	上下水道局総務課
6月2日	第27回トワイライトフェスティバル	和田市民センター
6月7日、8日	ほたる観賞の夕べ	向道支所
6月9日	長穂ほたる祭り	長穂市民センター

●主な環境関連イベント ※平成30年度に実施したものです。詳細は関係課へお尋ねください。

開催時期	イベント名／内容	関係課
6月9日	ほたるのタペコンサート	(鹿)産業土木課
6月13日	ささゆり・紫陽花めぐり	観光交流課
6月16日	大潮ほたる祭り(ホタル観賞、バザーなど)	(鹿)産業土木課
6月16日	京都大学フィールド科学教育研究センター・周南市連携講座(17回) (講義「川の中の話」、試験地見学)	公園花とみどり課
7月27日	森と湖に親しむ集い	(新)地域政策課 ※
8月1日	親と子の水辺の教室	(熊)市民福祉課 熊毛環境衛生推進協議会
8月6日	第11回周南市エコフェスタ	リサイクル推進課
9月17、18日	やまぐち水素エネルギー展 (燃料電池自動車及び外部給電デモ展示)	(商工振興課)
10月7日	ツルのねぐら整備ボランティア	生涯学習課
10月14日	永源山公園ゆめ風車まつり	公園花とみどり課
10月20日	京都大学フィールド科学教育研究センター・周南市連携講座(18回) (講演「川魚から考える森里海」、西緑地の見学)	公園花とみどり課
10月28日	周南みなとまつり (燃料電池自動車及び外部給電デモ展示)	(商工振興課)
10月28日	周南こどもゆめまつり	(熊)地域政策課
10月31日	永源山公園「ゆめ風車」チューリップ満開作戦	公園花とみどり課
11月9日	まちと森と水の交流会	農林課
11月3日	しゃくなげ植樹祭	(鹿)産業土木課
11月3日	しゅうニャンフェス (燃料電池自動車及び外部給電デモ展示)	(商工振興課)
11月3日、4日	周南ふるさとふれあい物産展 (燃料電池自動車及び外部給電デモ展示)	(商工振興課)
11月10、11日	ルーラル315・376フェスタ	農林課
11月7日	長野山と漢陽寺の紅葉散策	観光交流課
11月18日	総合防災訓練 (燃料電池自動車及び外部給電デモ展示)	(商工振興課)
11月25日	くまげ鶴の里ウオーク大会	(熊)地域政策課
12月9日	周南ゆめ物語 (燃料電池自動車展示)	(商工振興課)
H31年2月3日	第12回周南市エコフェスタ	リサイクル推進課

(新)：新南陽総合支所、(熊)：熊毛総合支所、(鹿)：鹿野総合支所

※令和元年5月～：観光交流課

4-2. 地域住民、団体などと連携した環境保全活動

(1) 現状と課題

環境施策を継続的に展開していくためには、市民・企業・環境保護団体などの地域を構成するあらゆる主体が、環境に関する自らの責任を自覚し、環境対策に取り組むことで私たちの生活や事業活動、さらには企業や団体の運営に大きなメリットがあり、逆に、環境対策を怠った場合に生じるリスクを忘れないことが重要です。

本市には、自治会や地域コミュニティ組織をはじめ、コンビナート企業、商店・事業所、環境保全団体など、環境保全に取り組む多くの組織が存在します。この多様な主体の組織が連携しパートナーシップを図ることが、将来の大きな「地域力」の推進につながっていきます。

現在、自治会や事業所で実施されている清掃活動や資源回収などの取組、また、公園などをボランティアの皆さんの善意できれいにする美化活動など、きれいなまちを維持する活動が積極的に展開されています。

このような地域の力や風土を継続していくため本市では、「環境清掃里親制度」の登録団体や「公園愛護会」などへの支援、また、企業と地域の対話による相互理解により共に環境保全活動に取り組む「地域対話」の開催支援、さらに、周南冬のツリーまつりの会場周辺をきれいにする「冬の一斉清掃」の実施など、地域住民と企業・団体などが連携した取組を推進しています。

(2) 目指すべき方向性

環境問題をはじめとする地域の問題解決に向けて、自治会や事業所、環境関連団体などの関係組織が共に連携し、円滑な環境保全活動が継続するように、ニーズに応じた情報提供やきめ細かな支援などによる地域コミュニティの活性化を目指します。

(3) 指標と数値目標

指 標	現状値 (基準年度)	目標値	指標の説明
	平成 30 年度	令和 6 年度	
ごみのないきれいなまちづくり清掃活動参加者数	49,541 人	55,000 人	ボランティア清掃や大規模なイベントに合わせた清掃活動参加者の年間延べ人数

(4) 推進施策の展開

4-2-1 地域住民、団体等の連携・協働による取組の推進

【環境アドバイザーなどへの登録】

各地域で行われる学習会や講演会をはじめ環境体験学習や工作教室などに派遣できる、山口県が認定の「環境アドバイザー」及び「環境パートナー」の登録や活動についての情報を発信します。

【こどもエコクラブの活動促進】

環境省が進める子供向け環境学習プログラムを紹介し、学校などに配付された教材や資料を使い、楽しみながらする環境学習や環境保全活動のための事業を紹介します。

【環境清掃里親制度】

道路や公園を「子ども」に見立て、地域の皆さんが親代わりとなり、地域の公共施設のお世話をしていただくボランティア団体やグループの活性化を図ります。

【公園愛護会】

公園が市民の憩いの場や楽しい遊び場となるように、清掃活動や子供たちの見守り活動を行う団体を支援する制度で、設立に向けての相談などに応じます。

【景観法に基づく届出による維持活動】

景観に対する意識や関心の高揚を図り、良好な景観の形成を維持・推進していくため、景観法に基づく届出制度による地域と周辺環境との調和を図ります。

【地域対話による社会貢献】

企業と地域が対話を通じて相互理解を図り、地域住民の安心安全を第一に環境保全活動に取り組むための対話集会に向けた支援を行います。

4-2-2 ごみのないきれいなまちづくりの推進**【冬の一斉清掃】**

市民・学生・事業者・周辺住民が力を合わせ、周南冬のツリーまつりの集中イベント会場周辺を清掃する「冬の一斉清掃」を毎年実施し、来場者へのおもてなしときれいなまちづくりのイメージアップを図ります。

【空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為の禁止】

平成23(2011)年に施行した「周南市空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為禁止条例」により、空き缶などのポイ捨ての禁止や飼犬のふん害防止などに加え、指定区域内での路上喫煙の禁止を徹底し、ごみのないきれいなまちづくりを推進します。



啓発看板

第5節 大気・水環境などの保全

5-1. 大気環境の保全

(1) 現状と課題

公害とは事業活動又は人の活動により生じる相当範囲にわたる、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動の発生、地盤沈下及び悪臭、いわゆる典型7公害と呼ばれる現象により、人の健康への被害や生活環境に影響が及ぶことを言います。

本市における大気の状態は、降下ばいじん量と有害大気汚染物質（ベンゼン等）は近年、良好な状況にあります。また、県が常時観測している項目のうち二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化炭素は環境基準を達成していますが、微小粒子状物質（PM2.5）と浮遊粒子状物質は一部の地点で、光化学スモッグの一因になる光化学オキシダントはすべての地点で、環境基準を達成していない状況にあります。

そのため本市では、コンビナート企業などからの大気汚染原因物質の排出を抑制するため、環境保全協定に基づく法の上乗せ規制による発生源対策を図るとともに、自動車からの排出ガス対策として、有害物質の排出が少ないエコカーの普及促進やアイドリングストップなどのエコドライブの啓発による排出ガスの低減を図っています。

(2) 目指すべき方向性

良好な大気環境を維持するため、降下ばいじん量などの調査による監視を継続するとともに、法令や環境保全協定に基づく各種の公害防止対策などの徹底により、環境基準の100%達成を目指します。

また、コンビナート企業や事業所に対し、環境保全協定に基づく環境負荷の少ない設備の導入や使用燃料の対策を働きかけます。



降下ばいじん測定器

(3) 指標と数値目標

指 標	現状値（基準年度）	目標値	指標の説明
	平成30年度	令和6年度	
光化学オキシダントの環境基準超過日数	82日／年 (平成29年度)	70日／年	市内2か所の測定局において「昼間の1時間値が0.06ppm」を超えた日数の年間平均値

(4) 推進施策の展開

5-1-1 自動車排出ガス対策の推進

【公用車へのエコカー導入】

電気自動車などをはじめとする低排出ガス認定車の本市への公用車導入について、車両更新時に合わせて計画的かつ積極的に進めます。

5-1-2 事業場の排出ガス対策の推進

【環境保全協定に基づく排出削減】

コンビナート企業や事業場からの排出ガス等については、環境保全協定に基づく細目協定値の設定や市が実施する立入調査、また、企業の自主監視測定による排出ガス等の状況の把握に努めます。

5-1-3 悪臭対策の推進

事業場から排出される悪臭物質については、法令に基づき、排出規制の周知や適切な指導を行うとともに、事業活動や市民の日常生活に起因する悪臭の発生を防止するための啓発に努めます。

5-1-4 光化学オキシダント等対策の推進

【大気環境の常時監視】

山口県が常時監視する物質のうち、光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)について、測定数値をホームページで公開するとともに、注意報などが発令された際には、しゅうなんメールサービスなどによる速やかな情報提供に努めます。

5-1-5 オゾン層保護・酸性雨等対策の推進

【フロン類や酸性雨原因物質の排出削減】

オゾン層を破壊する原因物質であるフロン類が含まれる機器の回収・破壊の支援や酸性雨対策としての事業所、及び自動車排気ガスの低減対策を推進します。

5-2. 水環境の保全

(1) 現状と課題

本市における水環境を調査するため、河川については、環境基準が設定されている市内を流れる5つの河川を県が測定し、市内に環境基準点がある3河川5地点全において、代表的な水質基準である生物化学的酸素要求量(BOD)の環境基準を達成しています。その他、中小20河川23地点を市が測定していますが、同様な類型の環境基準との照らし合わせの結果、一部の項目において環境基準値を超過する場合があります。



河川水の採取

また、海域については、徳山湾をA類型、B類型、C類型に分類、県による調査の結果、最も遠海のA類型を除き環境基準の化学的酸素要求量（COD）を満足しています。さらに市内の4湖沼についても県が測定していますが、化学的酸素要求量（COD）はおおむね達成していますが、他の項目では達成が難しい状況にあります。

(2) 目指すべき方向性

源流から清流、支川から本流、河口から海洋、そして水蒸気が降雨となり再び河川や海域にといった健全な水循環を維持するため、公共用水域の状況把握を行うとともに、コンビナート企業や事業場から排出される水質の調査を行います。

(3) 指標と数値目標

指 標	現状値（基準年度）	目標値	指標の説明
	平成 30 年度	令和 6 年度	
水質の環境基準達成率	(平成 29 年度)		環境基準達成地点数／測定地点数
・海域（COD）	・ 66.7%	・ 100%	
・河川（BOD）	・ 100.0%	・ 100%	
・湖沼（COD）	・ 50.0%	・ 100%	

(4) 推進施策の展開

5-2-1 生活排水対策の推進

【合併処理浄化槽の補助金交付】

公共下水道及び集落排水の処理区域外の地域において、家庭からの生活排水処理のため合併処理浄化槽を設置する人や合併処理浄化槽を適正に管理されている人に対し、その費用の一部を補助します。

5-2-2 事業場の排水対策の推進

【環境保全協定に基づく工場排水対策】

コンビナート企業や事業場の排水処理や水質監視について、環境保全協定に基づき、自主監視や負荷軽減のための設備改善などの助言や指導を行います。

5-3. 騒音・振動の防止

(1) 現状と課題

騒音や振動の問題は、人の感覚に影響を与える感覚公害と呼ばれており、人それぞれ感じ方が違うため、局所的なものから広範囲に及ぶものまで様々な状況があります。

また、基準値を満足していても不快な音や揺れなどが人の健康に影響を与える恐れがあるものの、その発生源や影響範囲が多岐に渡るため、発生源の特定に至らないケースも発生しています。

これまで本市では、自動車が通行する際に発生する騒音や振動を調査しており、自動車騒音については、平成30(2018)年度は市内90区間、対象範囲12,357戸を調査し、環境基準の達成率は約94.5%でした。

また、コンビニート企業や事業場からの騒音や振動の防止対策として、環境保全協定に基づく立入調査を実施し、協定値の遵守状況の確認に努めています。

さらに、一般地域における近隣からの騒音を測定し、環境全般の騒音の状況を確認しており、その結果、最も静穏が求められる住居専用のA地域では、これまで一部未達成の年もありましたが、その他の地域はおおむね環境基準を達成しています。

(2) 目指すべき方向性

自動車騒音対策として、低騒音舗装の整備や交通循環の円滑化などによるスムーズな交通環境の構築に努めます。また、コンビニート企業や事業場が行う事業活動から発生する騒音対策として、法規制や環境保全協定に基づく監視を徹底し、さらに、法規制のない市民生活などからの近隣騒音を防止するため、周辺住民との関係づくりやモラルやマナー向上の啓発を図ります。

(3) 指標と数値目標

指 標	現状値 (基準年度)	目標値	指標の説明
	平成30年度	令和6年度	
騒音の環境基準達成率			環境基準達成地点数・戸数(昼夜間とも) / 測定地点数・戸数
・環境騒音(一般地域)	83.3%	100%	
・自動車騒音	94.5%	100%	

(4) 推進施策の展開

5-3-1 自動車の騒音・振動対策の推進

【広域的な自動車騒音・振動調査】

騒音規制法に基づく自動車騒音や、振動規制法に基づく自動車振動の基準達成状況の確認として、自動車騒音については、市内沿線を年次計画的に測定し、測定結果の公表などによるエコドライブの啓発に努めます。

【低騒音型舗装の整備】

自動車の通行音やタイヤの水切り音の低減のため、雨水を舗装面下に浸透させる透水性舗装の施工拡大により、道路沿線の自動車騒音の低減を図ります。

5-3-2 事業場の騒音・振動対策の推進

【環境保全協定に基づく発生源対策】

コンビニート企業や事業場からの騒音や振動の対策について、環境保全協定に基づく設備配置の検討や自主監視測定、さらには立入調査による遵守状況の確認や指導を

行います。

5-3-3 近隣騒音等、その他騒音・振動対策の推進

【近隣騒音等、その他騒音・振動に対する調査・助言】

事業所や特定建設作業からの騒音・振動対策として、現地確認や発生源調査などによる原因究明と防音・防振対策の指導に努め、不快な騒音・振動のない快適環境の構築を目指します。

5-4. 環境汚染の未然防止

(1) 現状と課題

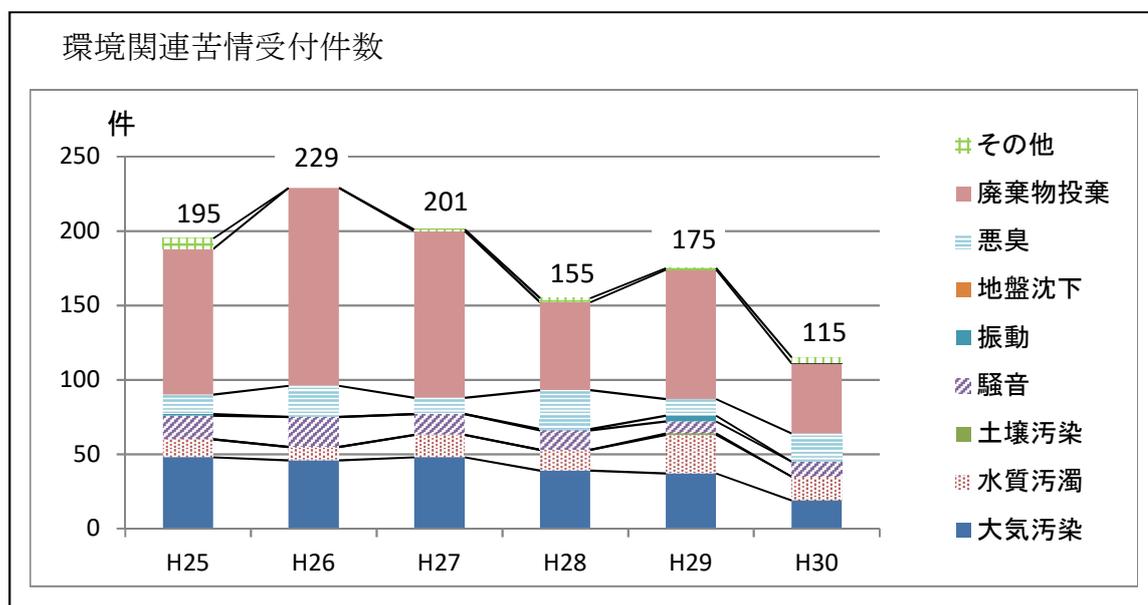
大気汚染や水質汚濁などの公害の発生以外にも、私たちの周辺環境に影響を与える要因として、荒廃地の雑草の繁茂による害虫の大量発生、また、ペットの不適正な飼育による鳴き声の苦情や環境衛生の悪化、また、地域によっては、畑の草などを燃やす野焼きに対する苦情など、暮らしが豊かになっていく反面、身近な環境が悪化する要因の増加が懸念されています。

近年の世界的な環境問題の一つにマイクロプラスチック汚染があります。これは、不法投棄などによるプラスチック廃棄物が、分解・風化などにより微細なマイクロプラスチックとなり、体内に蓄積することで死に至る海洋生物のへい死や、魚類の消化器官にプラスチック成分の残留が確認されるなどの問題です。

市内の海岸に打ち上げられる漂着ごみの中にも廃プラスチックが見受けられます。

これらの漂着ごみや海底ごみを回収し、きれいな海を守る活動がボランティア団体の皆さんにより続けられています。

本市においても、企業との環境保全協定による環境汚染の未然防止や化学物質の適正管理の徹底などを図りながら、市民生活における公害苦情の原因調査や発生源への指導など、法令遵守とモラルやマナー向上のための取組を進めます。



(2) 目指すべき方向性

公害の発生や自然の異変などが進まないために、健全で恵み豊かな環境が私たちの健康で文化的な生活を送るために不可欠であることを再認識し、市民や企業がそれぞれの責務に応じた役割を自主的かつ積極的に果たしていく施策を展開します。

(3) 指標と数値目標

指 標	現状値（基準年度）	目標値	指標の説明
	平成30年度	令和6年度	
環境保全協定に基づく細目協定値の超過件数	2件	0件	市と企業が結ぶ環境保全協定に基づく細目協定による協定値を超過した項目の件数

(4) 推進施策の展開

5-4-1 環境監視体制の整備

【環境保全協定に基づく発生源対策】

コンビナート企業や事業場からの公害発生の未然防止のため、環境保全協定による規制強化や適正な管理運営のための自主監視測定などによる環境監視体制の強化を図ります。

5-4-2 土壌汚染対策の推進

【土壌汚染対策法に基づく履歴確認】

県が実施する土壌汚染対策法に基づく一定規模以上の形質変更に伴う申請・許可に際し、当該案件についての土壌汚染等の履歴情報を提供します。

5-4-3 化学物質等の適正管理の推進

【事業所からの化学物質の適正管理】

事業所からの化学物質の適正管理について、P R T R制度（Pollutant Release and Transfer Register：化学物質排出移動量届出制度）による届出対象物質の排出量及び移動量を把握し、化学物質の適正な管理や排出削減対策に努めます。

■第2次周南市環境基本計画（後期）の進捗管理

第2次周南市環境基本計画（後期）では、市の目指す環境像の実現のため、15の基本施策を掲げており、この基本施策ごとに指標を設け、各事業等の目標を数値化することにより、進捗状況を把握します。

項目（基本施策／指標）			現状値（基準年度）	目標値
			平成30年度	令和6年度
（基本方針）新エネルギーの活用と低炭素社会の実現				
1	新エネルギーの利活用の推進	周南市の水素関連施設等の視察者数	1,000人	1,000人
2	地球温暖化防止対策の推進	市の民生部門（家庭・業務）二酸化炭素排出量	664千t-CO ₂ （平成27年度）	597千t-CO ₂ （令和3年度）
3	環境と経済が好循環する地域づくりの推進	環境保全型農業の取組面積	4,499a	6,500a
（基本方針）循環型社会の形成				
4	ごみの発生抑制・再利用・再資源化（3R）の推進	市民一人1日当たりごみ排出量	694g	673g
		リサイクル率	30.7%	35.2%
		最終処分量（埋立量）	3,201t	3,078t
5	効率的な一般廃棄物処理システムの確立	市民一人当たりのごみ処理コスト	11,700円 （平成29年度）	11,500円
6	環境教育・啓発の推進	環境館の利用者数	3,253人	5,000人
（基本方針）生物多様性の保全				
7	生物多様性の確保	特定外来生物の目撃情報件数	24件	0件
8	自然環境の保全	藻場・干潟保全活動団体数	2団体	3団体
9	自然とのふれあいの推進	市民農園の利用率	82.6%	100%

項目（基本施策／指標）			現状値（基準年度）	目標値
			平成30年度	令和6年度
（基本方針）人づくり地域づくりの推進				
10	環境教育・学習の推進	しゅうなん出前トークの利用者数	1,085人	1,200人
11	地域住民、団体などと連携した環境保全活動	ごみのないきれいなまちづくり清掃活動参加者数	49,541人	55,000人
（基本方針）大気・水環境などの保全				
12	大気環境の保全	光化学オキシダントの環境基準超過日数	82日/年 (平成29年度)	70日/年
13	水環境の保全	環境基準 ○水質関係 ・海域（COD） ・河川（BOD） ・湖沼（COD）	(平成29年度) 66.7% 100% 50.0%	100% 100% 100%
14	騒音・振動の防止	達成率 ○騒音関係 ・環境騒音（一般地域） ・自動車騒音	83.3% 94.5%	100% 100%
15	環境汚染の未然防止	環境保全協定に基づく細目協定値の超過件数	2件	0件

『自然公園』

自然公園は、優れた景観や植物・野鳥などの自然環境を保護し、人々が日常生活を離れて大自然のもとでレクリエーションを楽しめるように、自然公園法又は山口県立自然公園条例によって指定された地域のことです。

山口県は、我が国で最初の国立公園として昭和9(1934)年に指定された「瀬戸内海国立公園」をはじめ、日本最大級のカルスト台地の「秋吉台国定公園」、豪壮な海岸美を有する「北長門海岸国定公園」、寂地峡などから成る山岳地帯の「西中国山地国定公園」のほか、羅漢山、石城山、長門峡、豊田の4つの県立自然公園を有しています。これら8つの自然公園の総面積は42,000haを超え、県土面積の約7%を占めています。

自然公園の種類は次の3種類があります。

- ・国立公園は、我が国を代表する自然の風景地であり、国が指定するものです。
- ・国定公園は、国立公園に準ずる自然の風景地であり、国が指定するものです。
- ・県立自然公園は、県を代表する自然の風景地であり、県が指定するものです。

自然公園は、その風景を保護するために、一定の地域を指定していますが、自然の重要性に応じて特別保護地区、特別地域（第1種・第2種・第3種）、海域公園地区、普通地域に区分し、それぞれの区分ごとに必要な規制が設けてあります。

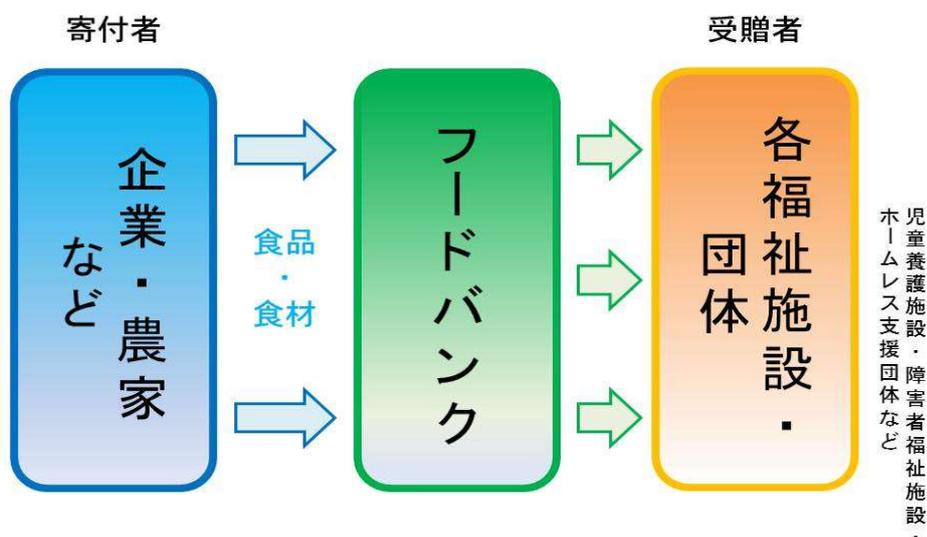
地域区分	地域の概要	手続
特別保護地区	特に厳重に景観の維持を図る必要のある地域	環境大臣又は県知事の許可が必要
第1種特別地域	特別保護地区に準じて風致を維持する必要性が高い地域であって、現在の風景を極力保護することが必要な地域	
第2種特別地域	農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域	
第3種特別地域	特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域	
海域公園地区	海中林等の優れた海中景観だけでなく、干潟や海鳥の生息地である岩礁を含む地域などの保全を図る必要がある区域	
普通地域	景観上特別地域と一体をなす地域内の集落地帯等であって、風景の保護を図る必要のある地域	環境大臣又は県知事への届出が必要

コラム 6

『フードバンク』

フードバンクとは、まだ安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができず処分されてしまう等の食品を企業や家庭などから寄贈してもらい、必要としている施設や団体などに無償で提供する活動で、食品ロス削減に繋がる取組といえます。

周南市内では、(株)中特ホールディングスが、NPO法人フードバンク山口の周南地区の拠点「フードバンク山口しゅうなんステーション」として活動されています。



出典：農林水産庁ホームページ